

准看護師から看護師への移行教育に関する意見書

1951年に制定された准看護婦制度により、深刻化する看護婦不足の解消のために多くの准看護婦が養成され、病院をはじめとする各地の医療機関で活躍しておりますが、社会の急速な高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化などの中で、看護の質の向上、生涯教育の確立が求められております。

こうした中、厚生労働省は、准看護師が看護師になるための移行教育に、医療現場で働きながら無理なく資格を取得できるよう、大学や短期大学などの通信教育を導入する方針を固め、2004年度に開始することを明らかにしました。

地域におけ医療、福祉及び看護の一層の充実を図るためにも、希望するすべての准看護師に移行教育の受講を保障する計画の策定と充実した支援措置の確立が求められております。

よって、政府におかれては、准看護師から看護師への移行教育を着実に実現されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年9月25日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣